

別記3

不動産鑑定評価仕様書

- 1 評価依頼の目的 福島県が施行する道路橋りょう維持（補修）工事に必要とする土地を借用するため
- 2 評価依頼地 末尾記載のとおり
- 3 価格の評価時点 令和6年12月1日
- 4 鑑定評価書の提出期限 契約の締結日から 40 日
- 5 現地確認の日時及び場所 双方協議して定める
- 6 成果品  
 鑑定評価書提出部数 正本 1 部  
 副本 1 部
- 7 添付資料 用地実測図 縮尺 500分の1
- 8 鑑定評価の価格  
 鑑定評価によって求めるべき価格は、次の各号に掲げる価格とするものとする。  
 (1) 評価地の正常価格  
 (2) 評価地に所有権以外の権利又は、建物その他の物件が存しないものとしての価格  
 (3) 事業の施行が予定されることにより、当該評価地の価格が低下したと認められるときは、当該事業の影響がなかったものとしての価格  
 (4) 評価地が、地価公示法（昭和44年法律第49号）第2条第1項の市街化区域内の土地であるときは、同法第6条の規定により公示された標準地の価格（以下「公示価格」という。）を規準として求めた価格
- 9 鑑定評価の手順  
 (1) 平成14年7月3日付け国土土地第83号国土交通事務次官通知に準じて鑑定評価を行なうこと。  
 (2) 鑑定評価額の決定理由については、当該評価額が決定されるに至った経過及び理由を記載し、必要に応じ採用した資料、鑑定評価の手順等に関する事項を明らかにするものとする。  
 (3) 評価地が地価公示法第2条第1項の市街化区域内の土地である場合は、当該土地の評価額を求めるに際し公示価格を規準にした手順等を明らかにするものとする。
- 10 土地の表示

No.	土地の所在地					現況 地目	地積 ㎡	所有者		備考
	市・郡	町・村	大字	字	番地			住所	氏名	
1	田村市	船引町	船引	八升蒔	122-2	畑	555			鑑定評価 地積は登記簿面 積となります。
2	〃	〃	〃	〃	134-1	〃	376			〃
3	〃	〃	〃	〃	173-1	〃	134			〃
4	〃	〃	〃	〃	176-1	〃	101			〃
5	〃	〃	〃	〃	136-1	〃	47			〃
6	〃	〃	〃	〃	163-1	雑種地	36			〃

